平成２６年（フ）第４７１２号
大阪府交野市神宮寺１丁目28番７号
債務者　下本　　肇
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４４号
大阪府寝屋川市池田新町１番22―201号
債務者　金城　直美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９４号
大阪市城東区放出西２丁目10番21―806号
債務者　山本　　等
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８００号
大阪府高槻市芝生町２丁目35番30―804号
債務者　田中　尚聡
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９０６号
大阪府茨木市舟木町５番20号　アリスコート201号
債務者　岡田　里恵
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５２号
大阪府東大阪市吉田７丁目６番24号　クローバーハイツ205号
債務者　今井　正美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１３号
大阪府八尾市高砂町１丁目53番地　市営住宅26―29号
債務者　深海　芳江
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５５号
神戸市須磨区北落合２丁目９番15―104号
債務者　児子　弘貴
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１１号
神戸市兵庫区東山町２丁目８番地の61　マルシンハイツ316
債務者　坂口　明美
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
長崎県長崎市伊良林３丁目８番35号　サンコーポくさの２―205
債務者　竹永　仁美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
長崎県長崎市文教町16番23―304号
債務者　深海　和子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２１号
仙台市太白区西中田５丁目６番11号　ロフティ西中田Ⅰ―212、従前の住所仙台市太白区西中田４丁目13番４号　すまいるライフ南仙台112
債務者　松井みゆき
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７２号
仙台市泉区南光台２丁目15番９号　ハイツＹＯＵ201
債務者　長谷部　亮
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７３号
仙台市泉区南光台２丁目15番９号　ハイツＹＯＵ201
債務者　長谷部留依
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
茨城県東茨城郡茨城町大字中石崎767番地
債務者　大和　勇一
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３６６号
茨城県小美玉市羽鳥2657番地18
債務者　本多　英幸
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６０号
茨城県潮来市日の出５丁目２番地15エクセジュリア106
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部